

## 練馬区区民協働のあり方懇談会設置要綱

平成21年5月8日

21練産地第281号

(設置)

第1条 練馬区と区民および地域団体（以下「区民等」という。）との協働のあり方等について検討するため、練馬区区民協働のあり方懇談会（以下「懇談会」という）を設置する。

(懇談会の役割)

第2条 懇談会は、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区と区民等との協働のあり方に関する事項
- (2) 練馬区と区民等との協働の進め方に関する事項
- (3) その他、練馬区と区民等との協働の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 懇談会委員は、つぎに掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 公募区民 3人
- (3) 区内各種団体代表者 5人

2 懇談会に座長および副座長を置く。座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長が指名する。

3 座長は、懇談会の会議を主宰し、懇談会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 懇談会委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月末日までとする。

(会議)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、懇談会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 懇談会の会議は、原則として公開で行なうものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成13年2月27日練企企発第245号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、区民生活事業本部産業地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、懇談会の運営につき必要な事項は区民生活事業本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行する。